

再々公示：次の案件については、9月11日に再公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再々公示いたします。なお、対象国、語学、業務日数等を変更して公示します。

番 号：140677

国 名：モザンビーク

担当部署：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：平成26年度国別ジェンダー情報整備調査（ジェンダー分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー分析
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年10月下旬から2015年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 0.5M/M、合計 1.35M/M
- (3) 業務日数：準備期間 7日 現地業務期間 15日 帰国後整理期間 10日  
(モザンビーク 15日)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：10月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入している。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))を参照すること。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しているため、持参いただいても受領致しかねる。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
    - 1) 業務方針の基本方針 16点
    - 2) 当該業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - 1) 類似業務<sup>1)</sup>の経験 44点
    - 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - 3) 語学力 16点
    - 4) その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	ジェンダーに関する各種調査
対象国/類似地域	アフリカ/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

開発援助においては、1960年代から、開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重要であることが認識され、特に1970年代以降になると、「開発と女性(WID: Women in Development)」が開発課題として重視されるようになった。1980年代には、WIDのように女性を問題として捉えるのではなく、「男性と女性の相対的な関係」や「女性に差別的な制度や社会システム」を変えていく必要があるとする考え方「ジェンダーと開発(GAD: Gender and Development)」が重視されるようになり、GADを定着させる方法論として、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。ジェンダー主流化は、全ての開発政策、施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。

日本のODAにおいても、2003年8月に閣議決定した新ODA大綱の基本方針において、公平性の確保としてジェンダー視点の重要性が打ち出されている他、2005年に策定した「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」において、日本政府はODA事業の全般にわたりジェンダー主流化を図ることを明記している。

このような動きの中、JICAでは、中期目標・中期計画に「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」に取り組むことを掲げ、幅広い事業におけるジェンダー主流化に取り組んでいるところである。この取り組みの進展に伴い、計画策定・事業実施・モニタリング評価の各段階で参照できるよう、ジェンダー視点からの各国の社会・経済・政治状況やジェンダー課題を整理した基礎資料の必要性が高まり、JICAは1996年度より計80の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、援助対象国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成や、各セクター事業におけるジェンダーの視点の組み込みの促進を図っている。

本業務は、過去に調査が行われ更新がモザンビーク(前回調査2004年)を対象とし、当該国の基本的なジェンダー関連情報取りまとめと、JICAが事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、事業(援助方針策定から計画立案、事業運営、モニタリング・評価まで)におけるジェンダー主流化を促進することを目的とし実施するものである。

なお、本調査により作成する報告書(和文及び英文)は、他国際協力機関関係者等、幅広く関心を持つ層に活用してもらえるようJICAホームページ上で外部公開する予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェンダー基礎情報収集及び報告書取りまとめのために必要な以下の業務を行う。

### (1) 調査方針

- 1) 2004年度に当該調査を実施しているため、基礎指標や女性の概況については情報の更新に留める。
- 2) JICA及び他援助機関による事業のレビューを通じ、JICAが今後特にジェンダー主流化を推進していく意向のあるセクター(農業・農村開発、保健、教育、給水・衛生)を中心に、JICA事業におけるジェンダー主流化推進に向けた提言を行う。なお、農業・農村開発セクターにおいては、ジェンダー主流化に係る議論に若年層(Youth)の課題への対応が含まれることが一般的であることから、情報収集に当たっては可能な限り若年層の視点も加える。
- 3) ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を主眼に置いた案件形成に係る提言も行う。

## (2) 調査項目

### 1) 基礎指標：

社会経済関連指標、教育関連指標、保健医療関連指標、ミレニアム開発目標（MDGs）指標、ジェンダー関連指標、ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）

### 2) 当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み：

女性の概況、ジェンダーに関する政府の取り組み（政策・制度、開発計画等）、ナショナル・マシナリーの現状と課題（ナショナル・マシナリーの構造、機能・権限、所掌する事業、予算、ジェンダー主流化体制（他省庁や地方政府との連携・役割分担、予算配分機能等））

### 3) 主要セクターにおけるジェンダー状況：

教育、保健医療、農業・農村開発、森林保全、給水・衛生、水資源・防災、雇用及び経済活動

### 4) JICA事業におけるジェンダー主流化状況レビュー及びジェンダー主流化に向けた教訓：

既往JICA事業におけるジェンダー主流化状況の確認（ジェンダー視点がどのように組み込まれているか／いないか）、その背景・理由（対象地域の女性の状況（ジェンダーに関連する社会規範・慣習（社会活動上の制約、ジェンダーに基づく暴力の状況など）、性別別役割分担、意思決定プロセスへの女性の参画状況等）に加え、当該セクターにおけるジェンダー関連政策・制度、G/P機関やJICAのジェンダーに係る方針・関係者の意向など多角的な視点から検証する）、ジェンダー視点を組み込んだことによるインパクトなどを確認し、今後の事業展開へのジェンダー主流化を促進するための教訓を抽出する。  
【レビュー対象とする実施中事業（予定）】

ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト

ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト

ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト

一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト

ニアッサ州持続的給水・衛生改善プロジェクト

※対象となる事業は、変更になる可能性があります。

### 5) 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業

### 6) 当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

セクター別／地域別／社会特性（宗教、民族、カースト等）別、もしくは個別案件に対するジェンダー主流化に係る提言、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを主眼に置いた案件形成に係る提言

### 7) ジェンダー関連の情報源（関連機関／組織・人材リスト、関連資料及び文献リスト）

## (3) 調査工程

具体的担当事項は次のとおりとする。

### 1) 国内準備期間(2014年10月下旬～11月上旬)

ア JICA社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せ及び資料レビューを通じ以下の項目を確認する。

(ア) 対象国におけるJICAの事業実施方針、重点セクター、実施中JICA事業

(イ) 上記(ア)を踏まえ、本調査で重点とするセクター及び調査対象案件を含めた全体調査方針

イ 上記アの結果を踏まえ、

① 調査方針(調査手法、重点セクター、調査対象案件等を含む)

② 調査グリッド

③ 訪問先リスト

④ 日程案(和文及び英文)及び⑤調査説明用資料(英文)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。(現地調査出発2週間前を目安)

ウ 以下の項目に係る国内で収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者インタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。

(ア) 基礎指標(教育、保健、その他社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集)

- (イ) 当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
  - (ウ) 主要セクターにおけるジェンダー状況
  - (エ) JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題
  - (オ) 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
  - (カ) 他ドナーの支援動向
- エ 現地調査で訪問する機関のうち、事務所がアポイントメントの取り付けを行わない機関(一部の国際機関やNGO等)に関し、アポイントメントの取り付けを行う。
- オ 質問票(英文)を作成し、訪問機関及びJICA社会基盤・平和構築部、現地JICA事務所に送付する。

### 2) 現地派遣期間(モザンビーク:2014年11月中旬～11月下旬)

- ア JICAモザンビーク事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- イ 調査方針に沿って、以下の項目について現地で入手可能な文献・資料収集、関係者へのインタビュー調査等を行う。
- (ア) 基礎指標(教育、保健、その他社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集)
  - (イ) 当該国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
  - (ウ) 主要セクターにおけるジェンダー状況
  - (エ) JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題
  - (オ) 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
  - (カ) 他ドナーの支援動向
- ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する。
- エ JICAモザンビーク事務所内でセミナーを開催し、ナショナル・スタッフ及び専門家を含むJICA関係者に対し調査結果を報告する。

### 3) 帰国後整理期間(2014年12月上旬～2015年2月下旬)

- ア 収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書(和文)ドラフトを作成する。
- イ JICA本部にて調査結果報告及び報告書(和文)ドラフト内容の説明を行い、出席者からのコメント聴取を行う。また、メールベースでJICA内関係部署(社会基盤・平和構築部、地域部、在外事務所、その他調査に関係した部署)に対しコメント依頼を行う。
- ウ 各部署からのコメントを取りまとめ、JICA社会基盤・平和構築部とその対応方法について確認の上、報告書ドラフトに反映させる。
- エ JICA内関係部署に内容確認を行い、報告書(和文)を完成させる。
- オ 報告書(和文)の内容に従い、報告書(英文)ドラフトを作成する。
- カ JICA内関係部署に報告書(英文)ドラフトの内容確認を行い、報告書(英文)を完成させる。

## 8. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 1ヶ国のジェンダープロファイル報告書
  - 各国和文・英文各3部(製本)
  - 電子データ(CD-R) 2枚

※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

※英文報告書については、提出前にネイティブチェックをかけること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（本邦 - モザンビーク - 本邦間）及び日当・宿泊料等は契約に含まます（見積を計上して下さい）。

(2) 成果品作成費

仕様書で定める成果品の印刷・製本・電子化成果品作成に係る印刷・製本費は契約に含まます（和文、英文ともに仕上がり100ページ、うちカラー10ページと想定し見積を計上して下さい）。※翻訳、ネイティブチェックに係る経費は計上できません。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2014年11月15日～11月29日を予定しています。

本調査へのJICA本部からの参回はありません。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

a) 総括（JICA）

b) ジェンダー分析（本業務従事者）

3) 便宜供与内容

当機構モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

③ 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

④ 通訳備上

必要に応じて現地にて通訳（英語⇔葡語）の備上を予定している

⑤ 現地日程のアレンジ

原則、機構がアレンジしますが、一部の国際機関やNGO等に関しては、本業務従事者から直接コンタクトを取っていただく場合があります。

⑥ モザンビーク国内の長距離移動

モザンビーク国内において長距離の移動のために航空券等の手配が必要となる場合は、機構がアレンジします。

⑦ 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

これまで作成された国別ジェンダー情報整備報告書は、下記URL内「国別情報整備調査」に掲載されています。

<http://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/more.html>

(3) その他

1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。